



♡福井しあわせ元気国体 バスケットボールを観戦♡

50年ぶりに本県で行われた国体。4～6年生の児童は、10月4日に県営体育館で行われた少年男子バスケットボールを観戦しました。当日は準決勝で、残念ながら福井のチームは勝ち残っていませんでしたが、ハイレベルな試合展開に、子どもたちの目は釘付けとなっていました。また、子どもたちの熱心な応援に、他県から出場していた選手やその関係者はとても喜ばれていました。



☆自分の記録に挑戦！ 校内マラソン大会☆

10月25日、絶好の秋晴れのもとでマラソン大会が行われました。9月下旬以降、体育の時間に練習を重ねてきました。それぞれがタイムや順位の目標をもち、それに向けて、つらさを感じつつも、ひたむきに頑張ることはとても大切で貴重な機会だと思います。当日はたくさんのご家族の皆様に応援に来ていただき、子どもたちも張り切っていました。また、見守り隊の皆様には、コースの要所に立っていただき、安全確保にご協力いただきました。ありがとうございました。



@まずは知ることから！ ネット関連注意情報を掲載@

先月号でもお伝えしましたが、ネットやゲームへの依存傾向、犯罪や被害、情報モラルの問題への対応は喫緊の課題となっています。わたしたち大人は、今どのようなことが、どんな仕組みで問題なのかについて、きちんと知る必要があります。そこで、県安全環境部県民安全課、警察などの機関から送られてくる情報を、できるだけ保護者の方々と地域の方々にも提供していこうと考えました。今後、学校だより、学年だより、ホームページなどを通じてお知らせしますので、是非ご覧ください。そして、ご家庭のご協力を得ながら、依存傾向の児童の指導、情報モラルに関する指導などを行っていききたいと思います。

本校のホームページにネット関連情報を掲載していますのでご覧ください。
<http://www.fukui-city.ed.jp/na-fuji-e/>

◆教育ウィーク(学校開放週間) 参観にお越しく下さい◆

11月7日(水)～17日(土)は、灯明寺中学校区の教育ウィークです。本校の主な内容は次の通りです。是非お越しく下さい。

- 7日(水)～13日(火)…2、3限目は授業参観
- 9日(金)…歯磨き教室(1年)、越前漆器沈金体験(4年)、情報モラル教室(6年)、給食感謝の集い(全校)
- 10日(土)…灯明寺中で部活動見学(6年)
- 12日(月)…ひまわり教室(3年)
- 13日(火)…英語活動(1年)

◆なかふじ shot -⑥-

校舎1階の1・2年、なかふじ学級の教室の外は木製のデッキが広がっています。子どもたちは内履きのままここに出て、植物や虫の観察をしたり、遊んだりしています。また、このデッキの外側には「遊びの広場」という草むらが広がっています。時期が来ると、カエル、バッタ、こおろぎなどを見かけます。低学年を中心とした楽しい遊び場です。



裏面もご覧ください。



学校周辺の様子 ◯ 校舎裏 ◯ 校舎裏の写真を撮影した(株)スパワールド

1年生 2年生 3年生 4年生 5年生 6年生

学校紹介

- 学校概要
- 学校行事
- 給食
- 交通安全



情報メール

行事予定

給食献立

校舎の画像

<http://www.fukui-city.ed.jp/na-fuji-e/>

ここをクリックすると、下記のような情報をご覧いただけます。

「インターネット等に係る事件の検挙事例」

～警察庁「平成29年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」より～

●詐欺事件

◇平成29年2月、無職少女(18歳)はSNSに、「コンサートチケットをお譲りします。」等と投稿し、これを閲覧してチケットの購入を希望した女性(44歳)から現金をだまし取った。同年8月、少女は詐欺罪で検挙された。



●児童ポルノ事件

◇平成29年2月、無職の男(22歳)は、スマートフォンアプリで知り合った女子小学生に、スマートフォンで同女の裸の画像を撮影させる等のわいせつな行為をし、同画像を送信させ児童ポルノを製造した。同年6月、男は強制わいせつ、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等で検挙された。

●児童買春事件

◇平成28年12月、中学校教諭の男(43歳)は、コミュニティサイトで知り合った女子中学生に、現金を供与する約束をして誘い出し、ホテルでわいせつな行為をした。平成29年2月、男は児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙された。

◇平成28年1月、無職の男(32歳)は、コミュニティサイトで知り合った女子高校生に対して、現金を供与する約束をして誘い出し、ホテルでわいせつな行為をした上、同年3月、同女に対して再度面会に応じなければ撮影した画像をインターネットに公開するなど脅迫した。平成29年9月までに、男は同女ら6人(いずれも10歳代)に対する強要未遂、児童買春・児童ポルノ法違反等で検挙された。



●児童福祉法違反事件

◇平成28年5月から8月までの間、チャットルーム経営の男(44歳)は、従業員として雇用していた女子高校生に、インターネットライブチャットを閲覧中の不特定多数の視聴者に向け動画を配信するため、チャットルーム内でわいせつな行為をさせた。平成29年6月、男は児童福祉法違反(淫行させる行為)で検挙された。

＜参考＞警察庁「平成29年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」を加工・作成

https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H29.pdf